

広報

2023 February

2

# さわまき

# 坂城町 スタ

元旦マラソン  
No.551  
令和5年2月

坂城町教育委員会



## 今年の初マラソン

第52回 坂城町元旦マラソン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



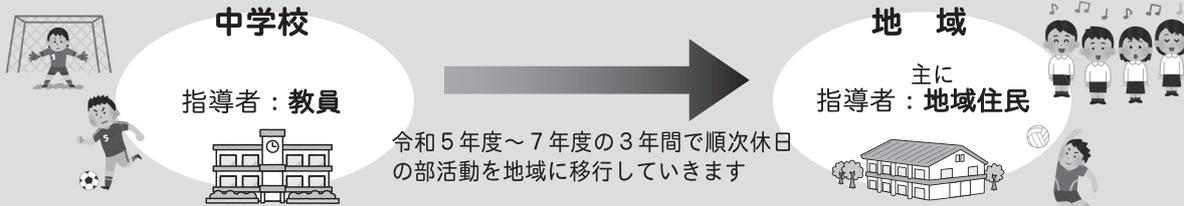
# 休日の中学校部活動の地域移行について



## 中学校部活動の「地域移行」とは

中学校の部活動を「学校の活動」から、地域の文化・スポーツ団が行う「地域の活動」に移行していくことで、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、将来にわたり継続して活動に取り組むことができる環境の整備を進めるものです。

国は、令和5年度から3年間を「休日の部活動の地域移行にむけた改革集中期間」としています



これを受け、現在、坂城町と千曲市では、学校や地域と連携を図りながら、令和5年度から休日の部活動を段階的に「千曲坂城クラブ」という地域クラブ活動へ移行するための準備を進めています。



## なぜ、部活動を地域移行するの？

### ▶▶▶ 少子化・ニーズの多様化への対応と教員の負担軽減のため地域移行を進めます

#### ●少子化・ニーズの多様化への対応

生徒数の減少により、ひとつの学校では、部活動自体の維持ができず、生徒がやりたい部活動を選べなくなってきています。また、生徒が減っていくことに伴い、教員も減っていくため、このままでは、子どもたちに多様な種類の部活動の機会を提供できません。

#### ●教員の負担軽減

今まで部活動は、学校教育の一環として、教員の献身的な支えにより成り立っており、経験のない競技の指導や長時間勤務など大きな負担となっています。

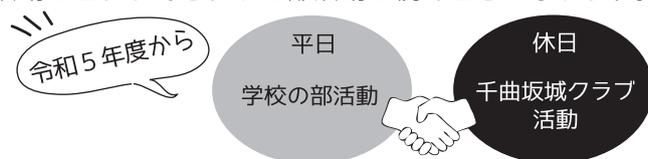


## 来年度から部活動はなくなっちゃうの？

### ▶▶▶ 中学校の部活動がなくなるわけではありません



町では、千曲市と協力して「千曲坂城クラブ」という新たな地域の活動の場の立ち上げの準備を進めています。坂城町・千曲市の複数の中学校と一緒に活動することで、必要な部員数を確保し、好きなスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう休日の部活動を「千曲坂城クラブ」へ段階的に移行していくことを目指しています。なお、平日の部活動はこれまでどおりの部活動が続くことになります。

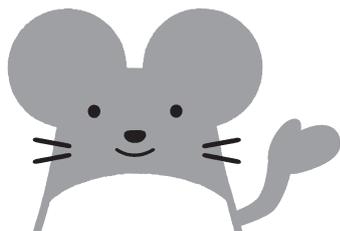


令和5年度は、平日はこれまでどおり、部活動として教員が指導にあたり、休日については月1回程度を目標に「千曲坂城クラブ」として、その分野に精通した地域指導者が指導にあたり、生徒が戸惑わないよう、相互で連携を図りながら進めていきます。

子どもたちが、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる機会を確保できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

マイナポイント申込支援ブースを開設しています！

役場1階ロビーで開設中  
ぜひご利用ください！



申込支援ブース  
について

- 期 間** 2月28日(火)までの  
平日午前8時30分～午後5時15分
- 場 所** 役場 1階ロビー
- 予 約** 不要
- 持ち物** ①マイナンバーカード  
②4桁の暗証番号  
③決済サービスID / セキュリティコード  
④公金受取口座情報(登録する方)
- お願い** 混雑状況によりお待ちいただく場合があります  
のでご了承ください。

## 最大20,000円分のマイナポイント

マイナンバーカード  
新規取得で

最大※

5,000円分

+

健康保険証としての  
利用申込みで

7,500円分

+

公金受取口座の  
登録で

7,500円分

※チャージまたは  
お買い物額の25%

マイナポイントについてくわしくは、マイナポイント公式ホームページ  
(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>) をご覧ください。こちらのサ  
イトからは、ご自身でポイントの申込み手続きを行うことができます。

◎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178



マイナポイントの対象となる

マイナンバーカードの申請期限は令和5年2月末です。

## マイナンバーカードの申請について

住民環境課住民係(役場1階)の窓口でカードの申請サポートを行っています。

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122) 直通75-6204

◎問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224) 直通75-6211



## 保健センターだより

保健センター  
☎82-3111 (内線511)  
直通75-6230

《令和5年度》

# 健康診査・がん検診等の申込みについて

3 すべての人に  
健康と福祉を



毎年、保健センターから町に住民登録をしている19歳以上の方全員に「健康診査・がん検診等申込書」を配布し、提出をお願いしています。提出いただいた申込書をもとに検診等のご案内を行っており、各検診で《町の検診を受ける》を選ばれた方には、後日、日程等のくわしいご案内を通知します。

町の検診では、受診者の検診に係る検査費用の約半額を町が負担し、文化センターや保健センターなど身近な会場で受診することができます。申込書の提出後も、検診の新規申込み・変更・キャンセルなどは随時受付していますのでご連絡ください。



## 《39歳以下と75歳以上の方へ》

### 令和5年度の一般健康診査について

変更になります

一般健康診査の健診日と健診方法が令和5年度から変更になります。ご確認ください、お間違えのないようお気をつけください。

なお、くわしい日程などについては、広報さかき4月号でお知らせする予定です。

#### ★ 対象者

- ◆町に在住する19歳～39歳の方
- ◆75歳以上の方（後期高齢者医療保険に加入されている方）



#### ★ 健診日と健診方法

		令和5年度から	現行
集団健診	平日	○	○
	休日	×	○
	夜間	○	○
個別健診	6月～翌年2月	○※	×

※75歳以上の方のみ対象です。  
19歳～39歳の方は、集団健診のみです。

## 東北信市町村交通災害共済に加入しましょう

共済期間中、国内の道路を運行中の自動車・バイク・自転車・シニアカーなどに乗っている際の衝突・転倒などによる事故や、歩行中にこれらの車両との接触によって事故に遭った時に、通院や入院などの程度に応じて見舞金を支給します。くわしくは、町ホームページをご覧ください。

#### 年会費

【一般】400円 【中学生以下】200円

#### 申込方法

加入される方は、郵送で配布する申込書（はがきタイプ）の加入欄に○を記入し、会費を添えて、各地区のとりまとめ担当役員さん（組合長さんなど）に提出するか、住民環境課窓口へお申込みください。

#### 受付期間

・各地区のとりまとめ担当役員さん（組合長さんなど）を通じてのお申込み  
：3月3日（金）まで

#### 加入資格

・住民環境課窓口でのお申込み  
：随時受付

加入資格  
町に住民登録されている方ならどなたでも加入できます。

※転入された方などで新たに加入したい場合は住民環境課にご連絡ください。

#### 共済期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

#### ◎問い合わせ先 住民環境課生活安全係

☎82-3111 (内線124)  
直通75-6204

# 国民年金のお知らせ

令和5年度の保険料は  
月額16,520円

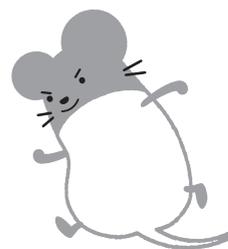
◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287  
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線123) 直通75-6204

## 国民年金の納付について

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替やクレジットカード納付のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。【下表参照】

口座振替の申込み、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

口座振替や  
クレジットカード  
納付が便利



## 前納割引制度

前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、令和5年度の割引額と令和6年度の保険料額は2月下旬ごろ決定されます。（下表では、参考として令和4年度の年額及び割引額を記載しています。なお、令和4年度の保険料は月額16,590円でした。）

口座振替、クレジットカードによる前納の申込期限

▶ 2月28日(火)

### ◆口座振替で納付する場合

【参考】昨年度（令和4年度）の年額と割引額

振替方法	振替日(令和5年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	381,530円	15,790円
1年前納	4月末	194,910円	4,170円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	98,410円×2回	1,130円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,540円(月額)	50円(月額)



### ◆納付書(現金払い)で納付する場合

納付方法	納付期限(令和5年度)	年額	割引額
2年前納	4月末	382,780円	14,540円
1年前納	4月末	195,550円	3,530円
6か月前納	【上期】4月末 【下期】10月末	98,730円×2回	810円×2回

※早割のお取り扱いはありません。

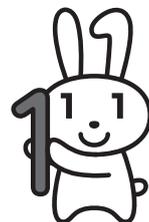
※2年前納の納付書は申込みが必要です。

### ◆クレジットカードで納付する場合

クレジットカード納付による前納割引制度の割引額は納付書(現金払い)と同額です。

## 被保険者の方の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

町や日本年金機構では、利便性の向上を図るため、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出や添付書類の省略などを行っています。年金に関する各種手続きの際は、マイナンバーがわかる書類(マイナンバーカードや通知カード)をお持ちください。



# 坂城町社会福祉協議会の「訪問入浴車」が更新されました

3 すべての人に健康と福祉を



12月20日（火）、坂城町社会福祉協議会（坂城町老人福祉センター）の「訪問入浴車」が、公益財団法人 JKA の助成を受け、更新されました。

この車両は、訪問入浴サービスを利用する障がい者の方や高齢者の方が、ご自宅で安心して入浴できるよう浴槽や給湯器、貯水タンク（230ℓ）などを備えています。

訪問入浴事業は、平成7年6月から開始し、訪問入浴介護の職員が利用者のご自宅で、身体の清潔の保持および心身機能の維持、感染症の予防などを図り、また、その障がい者などの家族の身体的および精神的な負担を軽減するため、サービスの提供を行っています。

新しい訪問入浴車の配置により、訪問入浴サービスの向上と効率化、利用の促進を図ります。



## 移動販売 イトーヨーカドーとくし丸

買い物にお困りの方などの支援を目的として、町内では移動販売車「イトーヨーカドーとくし丸」が運行しています。ぜひご利用ください。

### ■ 運行スケジュール

曜日	販売時間	販売場所
月曜日	13:40 ～ 14:00	泉区公民館
水曜日	9:55 ～ 10:05	ふるさと歴史館駐車場
	11:30 ～ 11:45	北日名公民館

※時間は目安であり、交通状況などによって多少前後します。



### ◎問い合わせ先

商工農林課商工観光係 ☎82-3111（内線 153）直通 75-6207    イトーヨーカドーアリオ上田店 ☎27-6611

## 住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳（住所、氏名、生年月日、性別）の閲覧は、公用・公益上必要と認められる場合に限りされており、閲覧状況を公表するように定められています。令和4年10月1日から12月28日までの閲覧状況は、次のとおりです。

閲覧日	閲覧者(受託者)	委託者	閲覧目的	対象者および人数	
10月17日	(一社) 中央調査社	内閣府大臣官房 政府広報室	男女共同参画社会に関する世論調査実施のための対象者抽出	坂城地区18歳以上の男女	11人抽出
11月22日	旭ヶ丘区長	—	区民名簿作成	旭ヶ丘区民	5人抽出
12月13日	込山区長	—	区民名簿作成	込山区民	172人抽出
12月13日	入横尾区長	—	区民名簿作成	入横尾区民	6人抽出
12月20日	上平区育成会	—	育成会名簿作成	上平区民	11人抽出

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111（内線122） 直通75-6204

# 青少年のひろば

発行・編集

坂城町青少年を育む町民会議  
(坂城町教育委員会 教育文化課生涯学習係)

2023. 2  
NO.86



青少年を育む町民会議では、町の子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、育成部会、教育部会、環境部会の各部会において、学校や諸団体、地域の皆さんの協力のもと、様々な取り組みを行っています。昨年の町民会議の主な活動内容をお伝えします。

## 坂城町青少年健全育成 交流会(ウォーク ラリー大会)開催

10月15日(土)、坂城小学校をスタート・ゴール会場として、坂城地区に設定されたコースを巡る「ウォークラリー」による青少年健全育成交流会が開催されました。

当日は晴天にも恵まれ、同じ育成会単位で構成された41チーム、約200名の参加者が、仲間同士協力し合い、問題を解きながら、普段歩くことのないコースを巡りました。

この交流会は、ウォーキングをしながらふるさと坂城町を知



ることができるとともに、異なる年代との交流もできることから、町民会議として意義深い事業となっています。

### ウォークラリー成績結果

#### ■坂城神社Aコース

優勝 日名沢  
準優勝(同点)  
網掛小綱5

MMSK(上五明)

#### ■坂城神社Bコース

優勝 網掛小綱6  
準優勝 横町子ども会  
3位 網掛小綱2

#### ■十王堂Cコース

優勝(同点)  
立町Aチーム  
チームエクレア(御所沢)  
3位 網掛小綱3

#### ■十王堂Dコース

優勝 網掛小綱4  
準優勝 大宮B  
3位 佐&朋(上平)

## 長野地方子ども会 ジュニアリーダー 養成研修会 坂城中学生3名参加

長野地方子ども会育成連絡協議会主催の「ジュニアリーダー養成研修会」が、12月17日(土)、千曲市「戸倉体育館」にて開催されました。この研修会には長野地方の中学生29名が参加し、坂城町からは、3名の中学生が参加しました。

養成研修会では、リーダーとしての心構え、レクリエーションの進め方や考え方を学び、協調性や自主性を養うなど、貴重な体験となりました。参加者からは、今回の研修を活かし、様々な事にチャレンジしたいという意欲が感じられました。

新型コロナウイルスの感染拡大により8月から延期となっていた研修会でしたが、無事に開催することができ、参加者は、初めて会う他校の仲間と交流し、

研修で学んだことを今後に活かしたいという感想が多くありました。



# 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略 事業評価について

◎問い合わせ先 企画政策課まち創生推進室 ☎82-3111(内線241) 直通75-6211

人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2060年における町の人口の将来展望1万2千人を実現するため、令和2年度に「第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」といいます)を策定しました。令和3年度に実施した事業について「坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会」において、事業の評価を行いましたので、その概要をご報告します。

ご不明な点は上記問い合わせ先までご連絡ください。なお、くわしくは町ホームページに掲載しています。

## 事業評価の概要

基本目標および政策分野ごとに設定したKPI【※1】(重要業績評価指標)や個別事業の評価目標をもとに、令和3年度に実施した施策・事業の効果を検証し、基本目標の政策分野ごとに評価を行いました。

## 評価の基準

実施した事業をそれぞれ以下の5段階の基準で評価しました。

- A：事業の効果が大きいに認められる
- B：事業の効果が一定程度認められる
- C：事業の効果は認められるものの一部見直しが必要
- D：事業の効果があまり認められないので十分な見直しが必要
- E：事業の効果が全く認められないので廃止を含めて抜本的見直しが必要

### 基本目標1

坂城町で働きたいと思える雇用・就業機会をつくる

#### ■各政策分野の評価 (以下同様)

- ①強みを活かした工業分野の強化…………… A
- ②多様な産業の創出支援…………… A
- ③ブランド力の強化、競争力・付加価値の向上支援…………… B

### 基本目標2

結婚・妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てできる環境をつくる

- ①結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための切れ目ない支援… A
- ②一人ひとりの成長を後押しする教育環境の充実…………… B
- ③時代の変化に対応できる子どもを育む教育環境の充実… A

### 基本目標3

移住・定住を促進して新たな人の流れをつくる

- ①若者の地元への定着とU・I・Jターンの促進…………… B
- ②町内外への魅力発信による坂城町への愛着の醸成… A

### 基本目標4

生涯にわたり誰もが活躍できる安心・安全のまちをつくる

- ①住民自治による自律した地域づくりの促進…………… B
- ②快適で安心、安全な生活を実現する環境整備…………… A
- ③健康で生涯いきいきと暮らせる環境づくり…………… B

## 重点プロジェクト

- ①環境に優しく災害に強い町を実現するスマートタウンプロジェクト…………… B
- ②新たな工業団地の造成を核にした雇用の創出プロジェクト…………… B
- ③子育て・教育・福祉のオールインワンプロジェクト…………… A

主なKPI

項目	基準値 (R1)	実績値 (R3)	目標値 (R7)
子育て応援アプリの利用登録数	0件 (導入前)	269件	170件
町外からの転入による町営住宅入居者数	10人/5年	12人/年	15人/5年

項目	基準値 (R1)	実績値 (R3)	目標値 (R7)
新規就業者数 (企業経営調査)	141人/年	131人/年	150人/年
新規就農者数	31人/5年	5人/年	35人/5年

【※1】重要業績評価指標(Key Performance Indicator)の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

今後も毎年度事業の評価を行い、評価の結果を公表するとともに、次年度以降の計画策定や予算編成の際に検討事項として考慮します。

# 申告期限は3月15日(水)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

令和4年分の所得税の確定申告・令和5年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(令和4年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税資料、所得証明書発行等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月15日(水)までに申告してください。**

## 申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

①期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日・祝日を除く

②時間 9:00～16:20まで《**新型コロナウイルス感染症予防のため、事前に予約が必要です**》  
**予約受付期間 2月1日(水)から3月10日(金) 8:30～17:00まで電話にて受付ます。**  
**予約専用電話 75-0113**

③場所 坂城町役場 第1会議室 (役場1階)

④申告相談のときに用意していただくもの

- 1 町県民税申告書・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)・銀行届出印(所得税納付の場合)
- 2 令和4年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
- 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
- 4 生命保険、個人年金、地震保険(旧長期)、国民年金、社会保険料などの支払証明書など
- 5 医療費控除を受ける方は、「医療費通知書」、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)、「おむつ証明書」など
- 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書(介護認定で対象となる場合)など
- 7 個人番号(マイナンバー)確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーカードの写しまたは個人番号(マイナンバー)記載の住民票など
- 8 本人(代理人が申告する場合は代理人)確認のための、マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の保険証など
- 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)
- 10 税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ・利用者識別番号の通知書

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

譲渡所得(土地・建物・株式の売買)雑損控除・所得税の災害減免、国外在住者を扶養する扶養控除、住宅借入金等特別税額控除(初年度)、青色申告、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

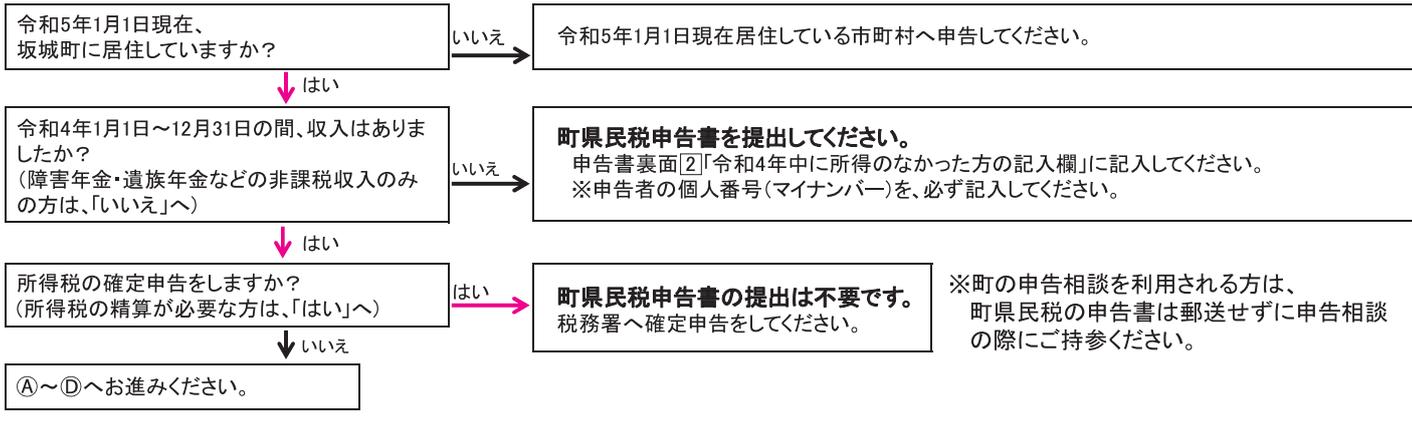
## 所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

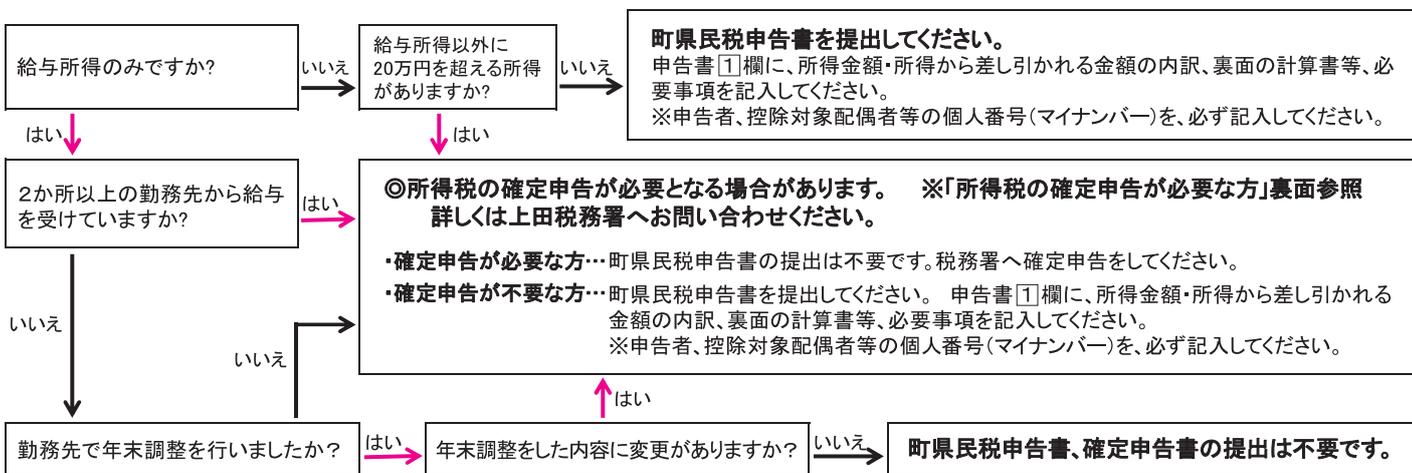
- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

# 『町県民税申告・確定申告フローチャート』

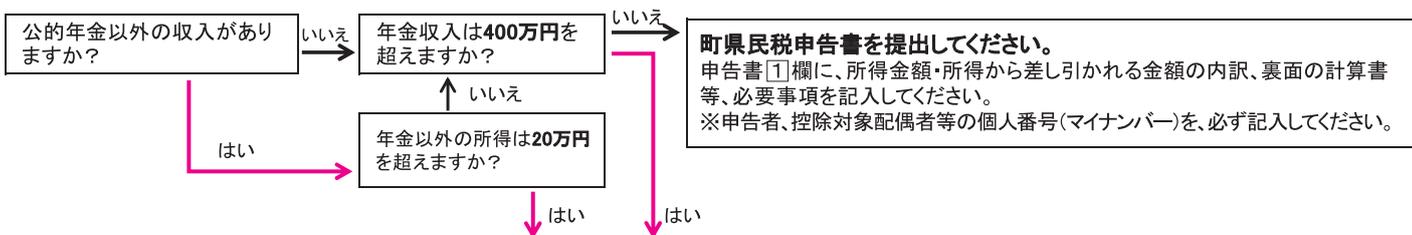
## 【スタート】



## ① 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



## ② 公的年金収入のある方



## ③ 営業等・農業・不動産・雑・一時収入などがある方

## ④ 青色申告の方、株や土地・家屋の譲渡による収入がある方、損失の申告が必要な方など

(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

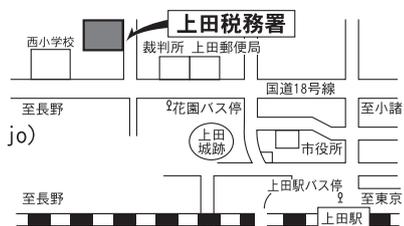
### ●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方で、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

◇町県民税に関するお問い合わせ  
坂城町役場 1階総務課税務係  
電話 82-3111(内線143、144)  
75-6206【直通】

### ◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番22号  
電話 22-1234(代表)  
**国税庁のホームページで所得税の確定申告書が作成できます。**  
(所得税の確定申告書等作成コーナー <http://www.nta.go.jp>)  
自宅からインターネットで申告できるe-Taxもご利用ください。



# 令和5年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要か確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町HPからダウンロードしてご利用ください。

※令和4年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への所得税の確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

## 【町県民税申告書の送付について】

町県民税申告が必要と思われる方のみ申告書を送付しています（昨年、所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先等で特別徴収（天引き）されている方以外）。

申告書が届いていなくても、申告が必要な場合がありますので、右記フローチャートをご確認いただきますようお願いいたします。

## 申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入してください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 収入の状況により、**1**及び裏面（1）～（8）の該当する欄を記入してください。  
前年中収入がなかった方は（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

## 申告書の提出

令和5年3月15日（水）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※町県民税申告書と同封した返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

## 申告書の記入について

### 所得金額（令和4年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 <b>1</b> ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、表面 <b>1</b> ④、⑤、⑥欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票（写し等）を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S33.1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金等所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 <sup>(*)</sup> (*) 年齢等により控除額が異なります
	65歳以上	330万円未満	100%	110万円	65歳未満	130万円未満	100%	60万円	
		410万円未満	75%	27.5万円		410万円未満	75%	27.5万円	
		770万円未満	85%	68.5万円		770万円未満	85%	68.5万円	
1000万円未満		95%	145.5万円	1000万円未満		95%	145.5万円		
1000万円以上	100%	195.5万円	1000万円以上	100%	195.5万円				
・「業務欄」には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、「その他」欄には生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共収用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（収用）証明書を添付し申告してください。								

## 専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

**所得から差し引かれる金額の内訳**

前年中に申告者本人が支出した金額（生計を一にする親族のために支出した金額が対象となるものもあります）。

<b>雑損控除</b>	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難等による損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
<b>医療費控除</b>	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」を必ず添付してください。																								
<b>医療費控除(セルフメディケーション税制)</b>	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部が控除されます。 控除額は、「特定一般医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額 88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」を必ず添付してください。 ※令和4年度申告から「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」は添付等が不要となりました。 ※セルフメディケーション税制の適用を選択すると、従来の医療費控除を受けることはできません。																								
<b>社会保険料控除</b>	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
<b>小規模企業共済等掛金控除</b>	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
<b>生命保険料控除</b>	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度(H23.12.31以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度(H24.1.1以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限 28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。</li> <li>・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は 70,000円)</li> </ul>	旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律 35,000円	56,001円以上	一律 28,000円
旧制度(H23.12.31以前締結分)		新制度(H24.1.1以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律 35,000円	56,001円以上	一律 28,000円																						
<b>地震保険料控除</b>	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額 25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額 10,000円) 控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて 25,000円です。																								
<b>寄附金税額控除</b>	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県本部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して 2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

**扶養控除等の内訳**

<b>配偶者控除</b>	令和4年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。 配偶者控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> ※合計所得金額が、1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用はありません。	所得者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1000万円以下	11万円	13万円									
所得者の合計所得金額	控除額																							
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																						
900万円以下	33万円	38万円																						
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																						
950万円超 1000万円以下	11万円	13万円																						
<b>16歳未満(年少)の扶養親族</b>	扶養控除 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少<sup>(注1)</sup></td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> </tr> </tbody> </table> <b>(注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。</b>	区分	該当者	控除額	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円	年少 <sup>(注1)</sup>	16歳未満の方	控除額なし					
区分	該当者	控除額																						
老人	70歳以上の方	38万円																						
同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																						
特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																						
その他	16歳以上で老人・特定扶養に該当しない方	33万円																						
年少 <sup>(注1)</sup>	16歳未満の方	控除額なし																						
<b>配偶者特別控除</b>	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合、所得者の所得金額、配偶者の所得金額に応じて控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																							
<b>障害者控除</b>	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族 <sup>(注2)</sup> の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 <b>(注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円	同居特別障害者	53万円															
区分	控除額																							
普通障害者	26万円																							
特別障害者 ※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	30万円																							
同居特別障害者	53万円																							
<b>本人控除</b>	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、子以外の扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通 26万円 特別 30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基礎控除</td> <td rowspan="3">合計所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、子以外の扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方	26万円	ひとり親	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方	30万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
控除区分	内容	控除額																						
寡婦	合計所得金額が500万円以下で、①又は②に該当する方 ①夫と離婚し再婚をしていない方で、子以外の扶養親族(合計所得金額が48万円以下)を有する方 ②夫と死別または夫の生死が不明で、その後再婚をしていない方	26万円																						
ひとり親	総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する独身の父母で、合計所得金額が500万円以下の方	30万円																						
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通 26万円 特別 30万円																						
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																						
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	43万円																					
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円																					
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円																					

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。

**主な改正点**

住宅借入金等特別控除について、控除期間を原則13年間とする上乗せ措置がされました。控除率は0.7%に引き下げられ、住宅の省エネ性能に応じて借入限度額が見直されました。また所得要件についても2,000万円以下に引き下げとなりました。

## 音訳ボランティアグループ「おとわの会」 県社協表彰！



▲写真中央の女性4名が「おとわの会」の皆さん  
(左から) 中村秀子さん、柳沢ヒロ子会長、  
金子園子 副会長、栗林美千枝さん

視覚に障がいのある方や文字の音声化が必要な方のために、文字の情報を音声に変える(文字を読み上げる)「音訳」を行う町内のボランティアグループ「おとわの会」の皆さんが、その長年の活動を讃えられ、11月12日(土)に開かれた第71回長野県社会福祉大会において、長野県社会福祉協議会長から表彰されました。

おとわの会は、平成19年に発足後、これまで15年にわたり、広報さかきや議会だより、社協だより、公民館報などの音訳のほか、要望に応じて鉄道や町循環バスの時刻表の音訳、また対面での本の朗読などの活動を続けています。

音訳された広報さかきなどは、CDに録音し希望者に配布されているほか、町ホームページなどにも掲載をしています。音訳CDの配布は坂城町社会福祉協議会でを行っていますので、利用を希望される方は、電話(☎82-2551)でお申込みください。

## (公財)さかきテクノセンター 長野地域振興局長賞！

(公財)さかきテクノセンターが、県の「地域発 元気づくり支援金」事業で、長野地域振興局長賞を受賞しました。

12月20日(火)、(公財)さかきテクノセンター 依田穂積理事長と工藤誠一センター長が、報告のため来庁されました。

県では、毎年、地域の元気を生み出す事業に取り組み、地域づくりを実践する団体などを支援する「地域発元気づくり支援金」を実施しています。(公財)さかきテクノセンターは令和3年度、この支援金を活用して、「モノづくりのまち」である坂城町の企業の高い技術力とゼロカーボンやSDGsへの取り組みなどを町外や県外などに広くPRしたり、地元中高生などとの連携により、時代を担う人材育成やU・I・Jターンの促進につながる事業を実施しました。

これらが評価され、昨年度の網掛区に続く受賞となりました。



▲(中央) 依田理事長 (右) 工藤センター長

## 全国山城サミット上田・坂城大会実行委員会 知事表彰！



▲(中央) 田原会長 (右) 長谷川会長

全国山城サミット上田・坂城大会実行委員会(事務局:上田市教育委員会)が、県の「地域発 元気づくり支援金」事業で知事表彰されました。

12月26日(月)、田原茂樹 上田広域山城連絡協議会会長(葛尾城跡保存会顧問)と長谷川修 和合城跡保存会会長が、報告のため来庁されました。

全国山城サミット上田・坂城大会実行委員会では、坂城町と上田市にある山城の魅力を広く発信し、高齢化している山城保存会の新たな担い手の発掘へとつなぐため、「全国山城サミット上田・坂城大会」を誘致し、山城ガイドツアーや講演会などを実施しました。また、各保存会間の情報共有や相互協力を目的に坂城町と上田市、東御市の各保存会で上田広域山城連絡協議会を設立しました。

# お知らせ

## 2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)

介護保険料(第8期)

納期限は2月28日(火)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。(介護保険料は、コンビニでは納付できません。)

口座振替は、2月28日(火)に指定口座から振替をしますの  
で、振替日前日までに残高をご確認ください。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、2月15日(水)までにご連絡ください。(うちよ銀行は次の期からの振替になります。)

### ◎問い合わせ先

総務課収納推進係

☎82-3111(内線142)  
直通75-6206

## 農地相談会のお知らせ

町農業委員会および町農業支援センターでは、農地についての無料相談会を開催します。農地についての疑問、困っていることや農地を貸したい、借り

たいなどの希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

### 期日・場所

○2月6日(月)

文化センター中会議室

○2月7日(火)

金井振興センター

○2月8日(水)

ふれあいセンター(上平公民館)

○2月9日(木)

役場第3会議室(3階)

時間 各会場 午前10時～正午

相談員 町農業委員・農地最適化推進委員

### ◎問い合わせ先

農業委員会事務局(商工農林課内)

☎82-3111(内線156)  
直通75-6207

## 分館対抗球技大会

### 中止のお知らせ

2月25日(土)に開催を予定していた「第36回分館対抗球技大会」は会場となる文化センター体育館が改修工事中で使用できないため、中止とします。

開催を楽しみにされていた皆さんには大変残念なお知らせになりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ◎問い合わせ先

坂城町公民館(文化センター内)  
☎82-2009

## 女性のための相談会

町女性専門相談員が女性の悩みや困りごとについて、相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立・子育てなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は堅く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時 2月15日(水)

午後1時30分～3時30分

場所 隣保館

### ◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係

(隣保館内)

☎82-6603



## フルタイム

### 会計年度任用職員

#### (保育士)を募集します

任用期間 令和5年4月1日

～令和6年3月31日(勤務実績により継続任用あり)

勤務場所 町内保育園

### 勤務条件

○休園日を除く月～金曜日(土曜日)の交替勤務および行事

による休日出勤等あり)で、週38時間45分勤務

○給与などは坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき月給支給

○給料 月給17万5,300円

(令和4年12月現在)

○健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険に加入

### 応募資格

保育士資格を有する方(令和5年3月31日までに取得見込み含む)

提出書類

### ◎申込書(教育文化課(役場2階)窓口および坂城保育園で配布、または町ホームページからダウンロードしてください)

○履歴書(顔写真添付)

○保育士証の写しまたは資格取得見込証明書

応募方法 2月15日(水)までに提出書類を左記応募先まで提出してください。

町ホームページ(会計年度任用職員募集)こちら



町ホームページ(会計年度任用職員募集)こちら

### ◎応募・問い合わせ先

・教育文化課子ども支援室

☎82-3111(内線253)  
直通75-6209

・坂城保育園

☎82-2111

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)の請求受付

令和2年4月から、要件に該当する戦没者等のご遺族おひとりに支給される、特別弔慰金の請求受付が始まっています。請求期限が過ぎると第11回特別弔慰金の請求ができなくなりますので、ご注意ください。

厚生労働省(特別弔慰金)ホームページこちら



なお、請求受付の対象に該当するかなど、ご不明な点がありましたら、左記までお問い合わせください。

支給内容 25万円

(5年償還の記名国債)

請求期限 令和5年3月31日

### ◎問い合わせ先

福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線135)  
直通75-6205

## 更埴地区老人大学 学生募集

各種の活動を通じて教養を深め、学び合う仲間づくり、生きがいのある生活を送れることを目指して、令和5年度更埴地区老人大学を開校します。

### 入学資格

町内に居住する概ね60歳以上で学習意欲のある方

募集人数 120名

会場 千曲市戸倉創造館

### 学習内容

講義、移動教室、野外活動

### 授業料

1講座につき500円

(その他、野外研修と移動教室は実費)

### 募集期間

2月1日(水)～28日(火)

### ◎申込・問い合わせ先

・更埴地区老人大学事務局

☎026-276-2687

・福祉健康課福祉係

☎82-3111(内線132)

直通75-6205

## 県営住宅2月統一募集

### 受付期間

2月6日(月)～15日(水)

※ただし、土・日曜日は除く。

### 受付場所

長野県住宅供給公社3階

(長野市南長野南泉町100

3-1)

### 募集団地等

長野県住宅供給公社のホームページに掲載しています。

### ◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社

県営住宅課

☎026-227-2322

## 司法書士による 相続登記無料相談月間

長野県司法書士会では、相続登記について無料で相談に応じます。

日時 2月1日(水)～28日(火)

午前9時～午後4時

(土日祝日を除く)

場所 県内各司法書士事務所

※必ず事前にお電話でお問い合わせください。

相談料 無料

各司法書士事務所について

は、長野県司法書士会のホームページをご覧ください。

### ◎問い合わせ先

長野県司法書士会

☎026-232-7492

## パスポートの申請手続きが変わります！

旅券法が改正され、3月27日(月)からパスポートの申請手続きが次のとおり変わります。

■電子申請ができるようになります。

■有効期限1年以内となったパスポートの更新をする切替申請などが対象です。

■手数料が変わります。

3月27日以後の申請で、未交付失効となり、5年以内に再度申請した場合の手数料が上がりません。

■戸籍謄本の提出が必要です。

これまで、戸籍謄本または抄本の提出が必要だった申請において、今後は抄本でなく謄本の提出が必要です。

■パスポート査証欄(ビザページ)の増補を廃止します。

代わりに、有効期限が同じ新たな旅券、もしくは切替申請として新たな旅券のいずれかの申請ができるようになります(電子申請可)。

くわしくは長野県ホームページからご確認ください。

### ◎問い合わせ先

長野県多文化共生・パスポート室

☎026-235-7173

## 「道路情報広場Nagano」で冬季の通行止め等の情報の確認を！

ウェブサイト「道路情報広場Nagano」では、県内の道路の通行規制、道路気象情報や道路状況(カメラ画像)を掲載しています。

冬季の通行止め情報や閲覧時の道路状況がリアルタイムで分かるカメラ映像など、県内の道路に関する情報を更新していますので、ぜひご覧ください。

長野県  
(道路情報広場  
Nagano)  
こちら



### ◎問い合わせ先

長野県道路管理課

☎026-235-7301

## 長野県立美術館 発見された日本の風景展

日本が近代化を図る激動の「明治」。西洋諸国の制度や価値観と向き合い、世界を強く意識する時代の波は、美術の世界にも押し寄せました。日本を訪れた外国人画家たちは、西洋とは異なる日本の文化や風俗に興味を抱き、その様子を描きます。また、国内では水彩画が流行し、日本人画家たちも旅をし、各地の風景や暮らしを書きとめました。

本展では、コレクター高野光正氏が海外で収集した200点を超える水彩画や油彩画を展示します。

■会期 2月11日(土)～4月9日(日)

■会場 長野県立美術館

■開館時間 午前9時～午後5時(展示室入場は午後4時30分まで)

■休館日 毎週水曜日

■観覧料 一般1,200円

大学生および75歳以上1,000円 高校生以下または18歳未満無料

くわしくは長野県立美術館のホームページをご覧ください。

### ◎問い合わせ先

長野県文化政策課

☎026-235-7382



# 学校だより

令和5年度坂城中学校生徒会

新会長 かたおか はやと  
片岡隼杜



坂城町の皆さん、こんにちは。

令和5年度坂城中学校生徒会長の片岡隼杜です。

私が目指している生徒会は「全校が中心になって参加できる生徒会」です。全校主体での生徒会活動ができれば、更により活動が生まれると思います。そんな全校主体の生徒会を実現するために大切にしていきたいことは次の2つです。

まず1つ目は、友愛の心を広げ、全校の皆さんが気持ちよく生活できることです。今まで活動してきた友愛モードでの傾聴はもちろん、全校の皆さんに「ありがとう」のエピソードを募集し、給食の時間に放送したり朝読書の時間を使ってクラスの仲を深める活動をしたりする予定です。このような活動によって全校の皆さんが学校に行きたいと思ってもらえたり、もっと力を抜いて学校に通えたりすると思います。

2つ目は、生徒会活動および、学校生活のデジタル化です。昨年度の生徒会では、生徒会活動のデジタル化を促進させ、chromebookを活用して委員会を行ったり、全校集会などをオンライン形式で開催したりしました。今年度はこれまでのデジタル化した生徒会活動を保ちながら学校生活のデジタル化を進めます。例えばインターネット上に意見箱クラスルームを設置して校則や学校行事に関する意見を募集します。集まった意見をもとに校則を変更したり、学校行事を考えたりすることで全校の皆さんの意見を学校生活に反映させることができると思います。

私は以上2つのことを大切に、全校の皆さんのご理解とご協力のもと、粉骨砕身の思いで活動していきたいと思ひます。

坂城中学校での活動を通して坂城町に貢献していきたいと思ひますので令和5年度生徒会をよろしくお願ひします。



▲令和5年度生徒会3役

(左から) 男子副会長 だて ともき 伊達 智希  
生徒会長 片岡 隼杜  
女子副会長 あかつま はな 吾妻花菜

- 朝ごはんは必ず食べている
- 好き嫌いせずに食べている
- 栄養のバランスに気をつけている
- 間食は時間と量を決めている
- よく噛んで食べている
- 糖分や脂質、塩分を摂りすぎないように気をつけている



## ◆毎日の食生活をふり返ってみましょう

これらの病気は生活習慣の改善で予防できます。

運動不足や夜遅くまで起きているような不規則な生活、食べ過ぎや脂肪・塩分・糖分の多いものの摂り過ぎなどといった毎日の生活習慣が深く関わっておこる病気のことをいいます。がんや脳血管疾患(脳卒中など)、心疾患(心臓病)、その危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などは、いずれも生活習慣病とされています。



## ◆生活習慣病って何？

運動不足や夜遅くまで起きているような不規則な生活、食べ過ぎや脂肪・塩分・糖分の多いものの摂り過ぎなどといった毎日の生活習慣が深く関わっておこる病気のことをいいます。がんや脳血管疾患(脳卒中など)、心疾患(心臓病)、その危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などは、いずれも生活習慣病とされています。

## 病気を予防する食事をしよう



# 食育だより

食育・学校給食センター  
82-2559





# 子育て支援センターだより



— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —



寒さが一段と増し、空気の乾燥が気になる時期となりました。風邪やインフルエンザ、新型コロナウイルス等からの感染予防を心がけながら、寒さに負けずに元気に過ごしたいですね。

## 2月の行事予定 〈時間正確にお集まりください〉

日程	内 容		時 間
9日(木)	ママのヨガ教室(山崎千枝さん)	ママのためのヨガ教室です。お子さんも一緒にどうぞ!	午前10時
10日(金)	親子コアキッズ体操(徳武有紀さん)	親子で体を動かしてあそびます♪動きやすい服装でご参加を!	午前10時
15日(水)	わくわくタイム(ひな祭りの制作)	親子で制作をし、季節の行事を楽しみましょう❀	午前10時
16日(木)	子育てサークル「アンパンマン」	一緒に活動してくださる皆さんを募集しています!	午前10時
18日(土)	開館日	申込みは保健センター(☎75-6230)をお願いします	午前中
25日(土)	ハッピーベビー教室	町保健師による安心して出産・育児をするための教室です。	午前10時
27日(月)	身体測定と食育相談	身体測定と保育園管理栄養士の食育のお話です。	午前10時

いづれの行事にも事前の予約をお願いします。  
 支援センター便り「すくすくひろば」でのお申込み、または支援センターに電話(☎82-2291)でお申込みください。  
 新型コロナウイルスの状況により、行事が中止・変更となる場合があります。

## センターにあそびに来てくれたお子さんに大人気のおみやげをご紹介します



帰る時間になっても、まだまだ遊びたいというお子さんへの対応に困ってしまうこともありますよね。  
 そんな時には、この指人形の登場です。  
 ぐずっていたお子さんも、ご機嫌になって「バイバイ」と手を振ってくれます。  
 滝澤保育士の手作りです。  
 (人気のため、品切れの際はご了承ください。)



## 今月の相談日

気軽にご相談ください。希望される方は事前に支援センター、または各園にお申込みください。

支援センター	午前9時～午後5時(分室訪問時間を除く)	☎82-2291	
分室訪問	坂城保育園 7日(火)	☎82-2111	午前9時 ～ 午後1時
	南条保育園 24日(金)	☎82-3630	
	村上保育園 14日(火)・28日(火)	☎82-2229	
	坂城幼稚園 9日(木)	☎82-3295	

○分室訪問では、育児・子育ての相談を行います。  
 また、保育園栄養士の食育相談(離乳食、幼児食、食べ方について等)も行っています。

## あそびに来る方へ

### 開館日・時間

- ◇平日 午前9時～正午・午後2時～4時30分
- ◇第2・4土曜日 午前9時～正午

### センターへの持ち物

- 水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋

## 当番医（医科・歯科）



2月

5日(日) こうだ内科	【新地】 ☎75-7887
やまざき医院	【千曲市上徳間】 ☎(026)276-2700
前山歯科医院	【千曲市上徳間】 ☎(026)276-0282
11日(土) 千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】 ☎(026)273-1212
小宮山歯科医院	【立町】 ☎82-2029
12日(日) 二階堂医院	【千曲市磯部】 ☎(026)275-5582
菅谷東クリニック	【千曲市栗佐】 ☎(026)272-0493
たけい歯科クリニック	【千曲市鋳物師屋】 ☎(026)272-8000
19日(日) 東信よしだ内科	【上五明】 ☎81-1330
とよき内科	【千曲市磯部】 ☎(026)276-0413
前山歯科医院	【千曲市上徳間】 ☎(026)276-0282
23日(木) かいぬま耳鼻咽喉科医院	【千曲市内川】 ☎(026)275-3341
いなりやまクリニック	【千曲市稲荷山】 ☎(026)214-3501
竹内歯科医院	【千曲市稲荷山】 ☎(026)274-7050
26日(日) 安川整形外科クリニック	【千曲市屋代】 ☎(026)273-6611
中沢医院	【千曲市小島】 ☎(026)272-0131
つかだ歯科クリニック	【御所沢】 ☎82-6988

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

## 乳幼児健診

実施場所：保健センター  
☎82-3111(内線 511、512) 直通 75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	令和4年10月生	2日(木)午後1時
7か月児健康相談	令和4年7月生	22日(水)午前9時
10か月児健康相談	令和4年4月生	15日(水)午前9時
1歳児健康相談	令和3年12月～令和4年1月生	7日(火)午前9時
1歳6か月児健康診査	令和3年6月～7月生	10日(金)午後1時

## 粗大ごみの回収・資源物のサンデーリサイクル

5日(日)、19日(日) 午前8時30分～10時  
日精樹脂工業(株)様 駐車場

- 対象品目**
- ①粗大ごみ、家電4品目(有料)
  - ②資源物のサンデーリサイクル  
(びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等・古着等の布類)
  - ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量とちくま環境エネルギーセンターに出される量の合計)

■令和3年12月分 194.91 t  
■令和4年12月分 210.01 t **+15.10 t**

ごみを減らしましょう！

## いろいろな相談



心配ごと  
法律相談

10日(金)、20日(月)  
午前9時30分～正午  
役場第4・5会議室(3階)

10日は弁護士、20日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の3日前までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談

15日(水) 午前9時30分～正午  
役場第5会議室(3階)

年金相談

21日(火) 午前9時～午後4時  
役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、13日(月)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線 122) 直通 75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)  
相談

1日・8日・15日・22日(すべて水曜日)  
午後1時30分～4時  
役場第5会議室(3階)

すこやか相談

28日(火) 午前9時～正午  
保健センター

お子さんの体重測定や子育て・離乳食の相談など、お気軽にご相談ください。相談をご希望の場合は、事前に保健センター【☎82-3111(内線 512) 直通 75-6230】へお申込みください。

## 坂城町県道 網掛 木くずチップ処分業

何でも  
片付けます！



### 取扱品目

生木	雑木	庭木	剪定枝	竹	根
				笹	つ
				草	子

ホームページもご覧ください。

ローソン坂城村上店様より上田方面車で1分

ぜひお持ち込みください

- ★立木伐採
- ★木くずチップバーク材の販売
- ★マニフェスト発行OK!

お気軽にご相談ください

建設 木くずチップ処分 産業廃棄物・一般廃棄物

## 田中開発有限会社

- ◎産業廃棄物処分業  
長野県知事許可2006127108
- ◎一般廃棄物処分業  
坂城町指令第28-227号

木くずチップ工場へのお問い合わせ

TEL: 0268-71-0552  
090-3333-0560

HP: <https://tanaka-kaihatsu.jp/company/>  
長野県埴科郡坂城町大字網掛1372-12  
※日曜・祝日休み 8:30～17:00営業

# 図書館へ行くこう



町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

新型コロナ感染拡大防止のため、館内の利用は短時間をお願いします。また、学習室の利用は2時間以内をお願いします。

## 2月の催し物

新型コロナウイルスの状況により中止・変更になる場合があります

### ☆おはなし会

11日(土) 午前10時30分～

### ☆「のぼんて」さんの創作紙芝居

18日(土) 午前10時30分～

### ☆「BookTime」さんの英語お話し会

2月はお休みです。

### ☆点字・点訳講座 講師：山口静枝さん

7日(火)、21日(火) 午後2時～

## 新着図書

12月には一般書207冊、児童書128冊が入りました。町ホームページで新着図書のリストが見られます。

### ☆おすすめの本

夢幻花 上/下 (大活字本シリーズ)  
(著：東野圭吾/埼玉福祉会)



花が好きだった祖父が殺された。遺体の第一発見者である孫娘は庭から消えた黄色い花のことが気になり、事件の真相と花の謎解明に動き出す。柴田錬三郎賞受賞の名作ミステリー(2013年)が大活字本になりました。

ほかにも新しい作品が大活字本で登場しています。

## 2月の休館日

が休館

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

## 落とし物・拾い物は届出を!

令和4年中、千曲警察署管内では、落とし物 1,135 件、拾い物 4,215 件の届出がありました。

### ■落とし物をした時

長野県警察ホームページから落とし物情報の検索ができます。また、落とし物の届出は電話でも可能です。

### ■拾い物をした時

お近くの交番・駐在所・警察署に届け出てください。ただし、お店で拾い物をした場合は、お店の人に届け出てください。外出の機会が増加している影響により、取り扱いが増加しています。お出かけの際は、お気をつけください。

◎問い合わせ先 千曲警察署 ☎026-272-0110

## 防災行政無線(同報系)のお知らせ

### 定時放送の時間

朝：午前7時 昼：午後0時30分 夜：午後8時

### 定時時報の時間

昼：正午 帰宅：午後4時30分(2月)

※上記のほか、放送を行うことがあります。

※放送内容を「聞き逃した」「もう一度聞きたい」場合は、自動応答電話サービス☎82-1070で確認できます。

◎問い合わせ先 企画政策課まち創生推進室  
☎82-3111(内線223) 直通75-6211

## まちのうごき

世帯数：6,196世帯(-17)  
人口：14,258人(-29)  
令和5年1月1日現在  
※( )は前月比  
男：7,051人(-19)  
女：7,207人(-10)

## まちの交通事故

件数：2件  
累計：39件(+5)  
令和4年12月中  
死者：0人  
※累計は1月から  
( )は前年比  
累計：0人(±0)  
負傷者：2件  
累計：46人(±0)

# 坂城のお雛さま

ひな

坂城町内外に残る江戸時代から現代までの雛人形を一堂に集め、「坂城のお雛さま」を開催します。  
現代の吊りし飾りも数多く展示し、様々なイベントも開催します。  
皆さんのお越しをお待ちしています。



## イベント

### 1 坂木宿とお雛さまをめぐるガイドツアー

**日時** 会期中の毎日曜日  
午前10時～正午（3月26日（日）除く）  
**集合場所** 坂木宿ふるさと歴史館  
（受付…午前9時30分より）  
**案内** 坂木宿ふれあいガイド  
**参加費** 400円（入館料含む）

### 2 つるし飾りを作ろう！

針も糸も使わず簡単にできる華やかな「つるし飾り（結び）」を作ってみませんか。  
**開催日** 2月11日（土）、12日（日）、18日（土）  
25日（土）、26日（日）  
3月4日（土）、11日（土）、18日（土）  
**時間** 午前10時～ / 午後2時～  
**場所** 坂木宿ふるさと歴史館  
**参加費** 500円（入館料別）  
**講師** さかき和布の会  
**定員** 各回4名（事前予約制 ☎82-4193）

### 3 優しく香るお守り練り香水

自然素材だけでつくる優しい固形の香水です。好きな香りで作りましょう。自分癒やしのお守りになります。  
**開催日** 3月5日（日）、25日（土）  
**時間** 午前10時～ / 午後2時～  
**場所** 坂木宿ふるさと歴史館  
**参加費** 600円（入館料別）  
**講師** アロマテラピールームfuka\*風香\*山崎あき子さん  
**定員** 各回4名（事前予約制 ☎82-4193）

◎問い合わせ先 坂木宿ふるさと歴史館 ☎82-4193 鉄の展示館 ☎82-1128

2月7日 火

▶ 3月26日 日

## 坂木宿ふるさと歴史館 鉄の展示館

**開館時間** 両会場とも午前9時～午後5時  
（最終入館は4時30分まで）

**入館料** ・坂木宿ふるさと歴史館…100円  
・鉄の展示館…400円  
（両会場とも中学生以下は無料）

※鉄の展示館入館後の坂木宿ふるさと歴史館入館料は無料。

※坂木宿ふるさと歴史館入館後の鉄の展示館入館料は300円。

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050  
坂城町企画政策課 ☎0268-82-3111  
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307  
■印刷 滝沢印刷合同会社

この広報誌は再生紙で作られています。

さかきまち  
すメール

— 配信情報 —  
災害・防災情報 町からのお知らせ  
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード